

うつくしま行財政改革大綱の総括

平成 2 2 年 9 月

目 次

全体総括	1
------	---

個別取組項目の総括

県民等との連携・協働

1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり	
(1) 地域住民の意見が活きる県の体制の構築	5
(2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換	7
(3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり	8
(4) 成果重視型事業展開	9
(5) 地域に役立つ研究開発の推進	10
(6) 戦略的広報の推進	12
(7) 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進	13
(8) 分権宣言進化プログラムの定着化	14
(9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進	15
2 県民参画領域の拡大	
(1) 県民運動の推進	16
(2) ボランティア・NPOとの協働推進	17
(3) 具体の計画策定等への県民参画	19
(4) アウトソーシングの着実な推進	20
(5) 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）の検討	22
(6) ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続） 導入の検討	23
(7) 「自治宣言」の検討・提唱	24

市町村との分担・連携

1 連携・協働の推進	
(1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言	25
(2) 市町村と県の業務連携システムの構築	26
(3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立	27
(4) 市町村が策定する計画等への支援	28
2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援	
(1) オーダーメイド権限移譲の実施	29
(2) 地域課題解決に向けた政策法務の充実	30
(3) 市町村行政支援プランに基づく支援	31
(4) 市町村合併支援プランに基づく支援	33

行財政システムの確立

1	これまでの改革成果の発揮	
(1)	健全で柔軟な財政構造の確立	3 5
(2)	政策評価制度の機能向上	3 7
(3)	F・F型行政組織深化に向けた取組み	3 8
(4)	ITを活用した業務改革の推進	4 0
(5)	分権型社会を担う人材育成のための研修	4 1
(6)	県立病院改革の推進	4 2
(7)	企業局事業の見直し	4 4
(8)	公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築	4 6
(9)	県立社会福祉施設の見直し	4 7
(10)	定員の削減	4 9
2	新たな改革の推進	
(1)	公務能率向上に向けた新たな仕組みづくり	5 0
(2)	第三セクターの見直し	5 2

本県の行財政改革については、これまで「うつくしま行財政改革大綱」(平成18年3月策定。以下「大綱」という。)に基づき、その基本目標の実現に向け、3つの方向性と視点の下、具体的な取組みを推進している。

大綱の計画期間が本年度で終了することから、大綱全体及び個別取組項目について総括する。

《大綱の概要》

〔基本目標〕

行財政運営のパラダイムシフト(枠組み転換)

- 住民基本の地方自治の実現に向けた行財政システムの確立 -

〔方向性と視点〕

県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -

市町村との分担・連携 - 住民基本の視点 -

行財政システムの確立 - 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 -

〔計画期間〕

5年間(平成18年度～平成22年度)

全体総括

大綱の目標である「行財政運営のパラダイムシフト(枠組み変換) - 住民基本の地方自治の実現に向けた行財政システムの確立 -」が達成されているかを、個別取組項目の総括を踏まえた3つの方向性(「県民等との連携・協働」、「市町村との分担・連携」、「行財政システムの確立」)の達成レベルから検証する。

(1) 個別取組項目の総括

取組項目の評価

各項目ごとの成果目標に対する達成状況だけでなく、その上位に位置付けられている「推進項目」及び「方向性・視点」の推進にどのように寄与したのかを評価する。

今後の取組みにおける課題・方向性

これまでの取組みや環境変化を踏まえて、今後、取組みを推進していくためにはどのような課題があるのか、また、今後の取組みの方向性はどうあるべきなのかを検証する。

【取組項目の評価】

取組項目等		評価
県民等との連携・協働		
1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり		
(1) 地域住民の意見が活きる県の体制の構築		B
(2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換		B
(3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり		B
(4) 成果重視型事業展開		B
(5) 地域に役立つ研究開発の推進		B / B
(6) 戦略的広報の推進		B
(7) 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進		B
(8) 分権宣言進化プログラムの定着化		B
(9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進		B
2 県民参画領域の拡大		
(1) 県民運動の推進		B
(2) ボランティア・NPOとの協働推進		A
(3) 具体の計画策定等への県民参画		B
(4) アウトソーシングの着実な推進		B
(5) 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）の検討		C
(6) ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）導入の検討		C
(7) 「自治宣言」の検討・提唱		C
市町村との分担・連携		
1 連携・協働の推進		
(1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言		B
(2) 市町村と県の業務連携システムの構築		B
(3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立		B
(4) 市町村が策定する計画等への支援		B
2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援		
(1) オーダーメイド権限移譲の実施		B
(2) 地域課題解決に向けた政策法務の充実		B
(3) 市町村行政支援プランに基づく支援		A
(4) 市町村合併支援プランに基づく支援		A
行財政システムの確立		
1 これまでの改革成果の発揮		
(1) 健全で柔軟な財政構造の確立		B
(2) 政策評価制度の機能向上		B
(3) F・F型行政組織深化に向けた取組み		B
(4) ITを活用した業務改革の推進		B
(5) 分権型社会を担う人材育成のための研修		B

(6) 県立病院改革の推進	A
(7) 企業局事業の見直し	B
(8) 公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築	B
(9) 県立社会福祉施設の見直し	A
(10) 定員の削減	A
2 新たな改革の推進	
(1) 公務能率向上に向けた新たな仕組みづくり	B
(2) 第三セクターの見直し	B

- 1 -(5)については、商工労働部、農林水産部の試験研究機関それぞれに評価

A・・・十分成果を上げている（成果目標を達成しており、かつ上位項目等の推進に十分寄与している。）

B・・・成果を上げている（成果目標を達成しており、かつ上位項目等の推進に寄与している。または、成果目標を一定程度達成しており、かつ上位項目等の推進に十分寄与している。）

C・・・やや成果を上げている（成果目標の達成には至っていないが、上位項目等の推進に寄与している。）

(2) 3つの方向性の達成レベル

〔県民等との連携・協働〕

出先機関連携による複合的組織として地域連携室を設置し、地域課題解決に向けた取組みを実施するなど、地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくりが進んできた。

また、NPOと県との意見交換・協議や各種計画策定への県民参画、さらには、県民運動円卓会議の構築などにより、県民参画領域の拡大が図られた。

今後、地域課題が多様化・複雑化する中であって、住民を基本とした地方自治を実現していくためには、引き続きわかりやすい情報提供や県民ニーズを行政運営に的確に反映させるための取組みの充実を図るとともに、地域の多様な主体との連携・協働により地域課題を共有・解決していくことが必要である。

〔市町村との分担・連携〕

地域の実情を踏まえた地方自治制度の在り方について意見交換を行う研究会議の設置、地域振興や地方税の滞納処理などにおける具体的な業務連携の取組みなど、市町村との連携・協働の推進が図られた。

また、住民に身近な市町村が、より地域の実情に応じた行政運営を幅広く実施できるようオーダーメイド権限移譲に取り組んだほか、自立した行政運営を行っていけるよう「市町村行政支援プラン」に基づき、行政体制の効率化や行財政基盤の強化に向けた市町村の自主的・主体的な取組みへの支援を行った。

今後とも、真の分権型社会の実現に向けて、市町村との分担・連携の下、地域の実情を踏まえた主体的な取組みを進めるとともに、国に対して、地方への権限・税財源の移譲や国の過剰な関与・規制の見直しについて引き続き働きかけていく必要がある。

〔行財政システムの確立〕

「県立病院改革の推進」「公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築」「定員の削減」など、簡素で効率的な行財政システムの確立に向けて目標を上回る取組み進めてきた。

しかし、国の三位一体改革や景気低迷などの影響により、県の財政状況は引き続き極めて厳しい状況が続いており、より重点的かつ効率的な事業執行や行政運営を行っていく必要がある。

また、限られた資源の下、多様化する県民ニーズに対応するためには、引き続き現場重視、部局（組織）連携の視点から行政運営を行うとともに、職員一人ひとりや組織の力が最大限に発揮できるよう組織活性化にも取り組むなど、これまで以上に行政運営の質を高めていく必要がある。

(3) 基本目標の達成レベル

上記個別取組項目における総括を踏まえた3つの方向性の達成レベルを踏まえると、県民及び市町村との関係のあり方等の再構築を目指した「行財政運営のパラダイムシフト（枠組み転換） - 住民基本の地方自治の実現に向けた行財政システムの確立 - 」は着実に進んできている。

今後は、大綱策定以降の県行政を取り巻く環境変化等を踏まえて、更なる取組みを進めていく必要がある。

《県行政を取り巻く環境変化等》

- ・ 新たな総合計画「いきいき ぶくしま創造プラン」の策定
- ・ 人口減少・少子高齢社会の到来
- ・ 地方分権の進展（地域主権改革への対応）
- ・ 地域課題の多様化・複雑化
- ・ 厳しい財政状況
- ・ 職員の大量退職（団塊の世代の退職）

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (1) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(1) 地域住民の意見が活きる県の体制の構築
方向性と視点	県民等との連携・協働 - 県民参加の視点 -
推進項目	1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり
成果目標	住民や市町村が抱える地域課題解決の取組みを進めるとともに、その取組み状況について、毎年度市町村等地域の意見を踏まえ検証し、改善を積み重ねていきます。
2 取組項目の総括	
これまでの具 体的取組み	<p>1 出先機関（各地方振興局ごと）及び本庁の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部局横断的に地域課題に対応するため、出先機関連携による複合的組織として地域連携室を設置した。また、本庁においては、連携室との情報共有、意見交換や助言などを役割とする地域連携支援プロジェクトチームを運営した。 ・ 政策法務体制を整備するため、平成18年4月文書法務グループに担当2名を配置、また、関係部局にも政策法務担当者を置き、担当者会議等により政策法務に係る意見交換や担当者の政策法務能力向上、体制整備についての検討を行った。 <p>2 支援に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携室に地域担当を配置し、各担当が市町村等を訪問して部局横断的に地域課題の把握に努め、調査・研究等を通じて地域課題解決に向けた取組みを実施した。 ・ 複雑多様化する地域課題を解決するため地域連携室が核となって企画・立案し、迅速かつ柔軟に対応するため、平成22年度予算より「地方振興局重点施策推進事業」を実施している。
成果目標に対 する達成状況 からの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携室員会議を月1回以上開催し、各出先機関の連携に努めるとともに、市町村等への訪問により幅広く情報収集を実施するなど、地域課題解決に向けた取組みを行った。 平成21年度実績（振興局計） 室員会議：122回開催 市町村訪問：291回実施 ・ 市民団体との協働等による物産展の開催、ウェブサイト等を活用した地域情報発信など各出先機関が連携を図りながら、交流人口の拡大を図るなどの地域課題解決に向けた取組みを実施した。 ・ 奥会津五町村（柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町）の自主的・主体的な広域連携の取組に対し、地域連携室の参画や、地域連携プロジェクトチームを開催し助言等を実施した結果、平成22年4月1日に三島町に「奥会津振興センター」を開所するに至った。また、五町村の更なる連携強化及び県関係部局との緊密な連携を図るため、5月より職員1名を駐在させている。 ・ 地域課題の解決に向けた体制を整備し、直面する課題に対応する政策条例の新規制定及び改正において制度設計等の助言や審査の充実を図るとともに、関係部局との連携を図る担当者会議の開催（のべ8回）、職員の政策法務能力向上のための研修会等の開催（のべ11回）やWEBマガジン「うつくしま法務茶

	<p>房」の発刊（のべ14回）等により、法務面からの支援を積極的に推進し、政策の実現を図った。</p> <p>上記の取組みにより、市町村が抱える地域課題の解決に向けて一定の成果を上げている。</p>
<p>取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）</p>	<p>評価：B</p> <p>理由：各出先機関等が連携し、地域課題解決に向けた各種事業（調査・研究等）を実施するにあたって、県民等との協働・連携による取組みに努めた。さらに、奥会津五町村における自主的な取組みを進めるため、平成22年度から新規施策として、地域の自主的・主体的な地域連携の取組みに対する支援策「地域のスクラム応援事業」の実施に至った。</p> <p>また、各部局における政策法務体制の整備や研修会等による法務面からの支援を推進するとともに、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」など、政策的な条例整備に積極的に関わり、条例の制定等を通じた政策の実現を図ることにより、地域課題の解決に取り組んだ。</p> <p>このような取組みにより、地域連携室の役割が浸透し、市町村等と県との信頼関係が構築されるなど、「地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり」に寄与してきたと考える。</p>
<p>3 今後の取組み</p>	
<p>今後の取組みの必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町村訪問活動等の地域連携室の活動により、市町村と県の信頼関係が構築されるなど、地域連携室の役割が浸透している。これまでの実績から、地域課題解決に向け、より住民や市町村に身近な出先機関としての役割を発揮していると考えられることから、このような取組を継続していく必要がある。 政府が進める地域主権改革により、「義務付け・枠付けの見直し」による条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲など、今後更に地方自治体における政策法務の重要性が増すとともに、今後発生する課題の解決のため、条例等の整備、オーダーメイド権限移譲その他の手段により政策実現を図っていくため、なお一層、県及び市町村職員の政策法務能力の向上が必要である。
<p>今後の取組みに向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題が複雑化し、分野が多岐にわたるケースが今後更に増えてくることが想定されるため、地域連携室においてはより一層、各出先機関との連携強化などによる効率的、効果的な運営が求められる。 市町村の条例等の整備に当たり、各部局で市町村に対し支援が必要となる場面が予想されることから、適切な支援を行えるよう、各部局の担当者はもとより、県職員全体の政策法務能力の向上が求められる。
<p>今後の取組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携室のより効果的な在り方について検討を進める。 分権改革により、今後自治体の条例制定の機会が増大することから、研修会や業務説明会等を通じ、政策法務体制を更に充実させていくことにより、全庁的に政策法務の視点から課題を抽出し解決していくといった意識が定着するよう、また、各部局が政策の検討、実施に際し法務面で適切に対応できるよう、支援していく。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (2) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換
方向性と視点	県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -
推進項目	1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり
成果目標	担当理事制やプロジェクトチーム制による柔軟な組織運営を進めながら、既存の枠組みの検証・改善を重ねながら、より柔軟かつ自律的な運営が可能となる仕組みを検討します。 また、それらに基づき、数テーマについて既存の枠組みを発展させた取組みを進めます。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	平成17年度から導入している担当理事制について、以下のとおり検証・改善を重ね、見直しを行った。 19年度...庁内調査等による検証作業を実施 20年度...選定テーマ等の見直し 22年度...担当理事制の廃止(機能・役割等は各部局長へ継承) 部局横断的な政策課題である「観光交流」及び「文化スポーツ」のテーマについて、平成20年度に「観光交流局」、「文化・スポーツ局」を新設した。 その他、入札制度改革、地域産業の6次化などのテーマについて、プロジェクトチーム等を活用しながら、部局連携による柔軟な組織運営に取り組んだ。
成果目標に対する達成状況からの評価	担当理事制については、概ね部局連携の仕組みが確立され、所期の目的を達成したとして廃止したが、柔軟かつ自律的な組織運営が可能となる仕組みについては、今後も更なる検討が必要である。 局設置については、意思決定の迅速化が図られたほか、観光交流施策や文化スポーツ施策に対する県民や関係機関等の認知度や期待感が高まり、効果的な事業展開が図られるようになった。
取組項目の総括(「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価)	評価：B 理由：担当理事制やプロジェクトチーム制など既存の枠組みの検証・改善を進めるとともに、「局」の新設といった一部新たな仕組みを構築するなど、県政の重要課題等に対応した取組みを進めており、地域課題の解決に向けて一定の成果を上げている。
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	今後も外部の変化等に素早く対応できる柔軟かつ自律的な組織運営の仕組みを検討していく必要がある。
今後の取組みに向けた課題	定員削減を進めている中、行政サービスの水準を維持しつつ、住民や市町村が抱える様々な地域課題に応えるためには、職員一人一人の能力や知識、経験等を最大限に発揮できるような組織運営がより一層求められている。
今後の取組みの方向性	既存の枠組みの検証・改善を重ねながら、より柔軟かつ自律的な組織運営が可能となるような仕組みについて、引き続き、検討を進める。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (3) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり
方向性と視点	県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -
推進項目	1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり
成果目標	職員が出張等において県民から寄せられた意見を、その都度登録するなどの視点を基本として、平成18年度中にデータベースを構築し、住民の声や知恵を出発点にヨコに連携する業務運営と意識の醸成を目指す。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的取組み	それぞれの職員に寄せられた住民の声や知恵を出発点として、住民の多様な価値観、物事の見方、とらえ方等をネットワークで交差させるデータベース（知恵の交差点）を構築
成果目標に対する達成状況からの評価	上記の取組みによりシステムが構築され、平成21年度末までに12テーマで268の書込があるなど一定の取り組みは図られている。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	評価：B 理由：「知恵の交差点」としてデータベースを構築したことにより、県政に関する様々な課題やそれに対する意見等について、組織横断的に共有することが可能となった。
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	テーマに関して自由に意見を書き込み、閲覧できることにより、多様な価値観、物事の見方、とらえ方等を認識することが可能であり、業務運営を進めるうえで参考となる。
今後の取組みに向けた課題	寄せられた意見に対して、政策への反映の有無も含めて、個別的な評価システムを確立する必要がある。
今後の取組みの方向性	県民提案、パブリックコメントなど、県へ寄せられた住民の声や知恵を活かす既存のシステムとの連携が必要である。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (4) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(4) 成果重視型事業展開
方向性と視点	県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -
推進項目	1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり
成果目標	ユニバーサルデザイン推進指針やホームページ作成ガイドライン等に基づくことを前提として、事務事業の成果のわかりやすい発信とその検証・改善に取り組みます。 さらに、地域住民等からの意見反映を可能とするモニタリング制度の平成19年度導入を目指します。
2 取組項目の総括	
これまでの具 体的取組み	<ul style="list-style-type: none"> 外部委員から成る「福島県事業評価委員会」の効率的運営により多様な意見を反映させ、事業評価の客観性の向上を図るとともに、評価表を簡潔で分かりやすく不断に改善し、県民に分かりやすい事業評価の発信に努めた。 事務事業モニタリング制度導入の検討に当たって、現在の政策評価や広聴制度について取組みの状況を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> < 県ホームページ上の取組み > 「政策評価のページ」 評価対象事務事業は、県民が随時モニタリングできる体制を整備済。ご意見やご提案を随時受け付けている。 「県民提案コーナー」 電子メールやはがき等により随時受付。2週間以内を目安に回答し、内容をホームページ上に公開。
成果目標に対 する達成状況 からの評価	<ul style="list-style-type: none"> 事業評価については、ホームページのリニューアル等発信方法の見直しにより、住民への分かりやすさの観点での改善が図られた。
取組項目の総 括(「推進項目」 「方向性と視 点」への寄与 度からの評価)	<p>評価：B</p> <p>理由：事務・事業モニタリング制度については、その導入には至っていないが、関係課室においては、住民意向の反映に向けた一定の取組みを行っていることを確認した。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組み の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 県民参画を進めるためには、分かりやすい情報の発信、成果重視の方向性は重要である。
今後の取組み に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の推進にあたっては、地域の声を進行管理に生かすとともに、県民と情報を共有することが必要である。
今後の取組み の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画審議会や地域懇談会等を通じて、県民からの意見聴取に努めるとともに、進行管理の結果をホームページ等で県民に分かりやすく情報発信していく。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (5) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(5) 地域に役立つ研究開発の推進
方向性と視点	県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -
推進項目	1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり
成果目標	市町村・住民から試験研究への要望を収集するとともに、課題の設定及び研究成果について、消費者代表等を加えた評価制度へ移行し、地域に役立つ研究開発を推進します。 新たな制度導入とあわせ具体的な成果目標を設定します。
【商工労働部：ハイテクプラザ】	
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<ol style="list-style-type: none"> 試験研究機関の研究成果の発信 住民や市町村に対し、「研究成果発表会」、「集まれっ！ハイテクプラザ」、「業務説明会」、「出前技術相談会」等を実施し、研究成果の発信に努めた。 住民の意向を踏まえた研究成果の評価 研究成果の評価にあたって、学識経験者とともに消費生活アドバイザーからも意見を聴取した。 住民や市町村と連携した取組みの拡充 地域の技術的課題を住民や市町村から公募するなど、地域ニーズに応じた研究開発を実施した。
成果目標に対する達成状況からの評価	<p>上記1,3の取組みにより、平成21年度末には技術的相談を受けた件数が4,826件で平成18年度比124%となるなど、住民に身近な試験研究機関へ向けて一定の推進が図られている。</p> <p>また、上記2の取組みにより、住民の意向を踏まえた研究成果の評価についても一定の推進が図られおり（H18-H21評価実績56件）成果目標を概ね達成している。</p>
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：B</p> <p>理由：上記の取組みにより県民参画が図られているほか、柿の渋もどり抑制技術を開発し、会津身不知柿を用いた加工製品の商品化に結びつけるなど、「地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり」に対しても、着実に成果を上げている。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	<p>地域に役立つ研究開発を推進するためには、住民の意向やニーズを継続して収集するとともに、それを踏まえた研究課題の設定や評価、成果の発信が求められることから、今後も取組みを継続していく必要がある。</p>
今後の取組みに向けた課題	<p>農商工連携の推進等、地域課題の複雑化や分野の融合が進んでいる中、ハイテクプラザ単独ではなく、農業総合センターなどの関係機関との連携を一層強化して取組みを進めていく必要がある。</p>
今後の取組み	<p>地域に役立つ研究開発の一層の推進に向けて、研究成果の発信や</p>

の方向性	地域ニーズを反映した研究課題の設定、住民目線の評価に取り組むとともに、県内の各試験研究機関の連携を強めることで、より幅広い課題に対して迅速に対応できる体制の構築に努める。
【農林水産部：農業総合センター、林業研究センター、水産試験場、水産種苗研究所、内水面水産試験場】	
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<ol style="list-style-type: none"> 1 試験研究に係る住民理解の促進に向けた研究成果の発信 各試験研究機関における参観デー、研究成果発表会、所内常設展示パネル、機関誌の発行等で研究機関の内容や研究成果等の情報発信を行った。 2 住民の意向を踏まえた研究成果の評価 研究成果の評価にあたって、学識経験者とともに消費生活アドバイザーからも意見を聴取した。 3 住民や市町村と連携した取組みの拡充 試験研究機関に対する要望を把握するため、市町村への照会や参観デーにおける一般来場者へのアンケートを実施した。また、農業総合センターでは、研究成果の速やかな普及を図るための技術移転セミナーを開催した。 4 試験研究機関のあり方検討 有識者による農業総合センターの運営に関する懇談会を開催した。
成果目標に対する達成状況からの評価	<p>上記2の取組みでは、住民の意向を踏まえた研究成果の評価を受けるため、H18 - H21年度に評価対象とした全課題、計271件について外部アドバイザーから意見を聴取しており、成果目標を十分達成している。</p> <p>また、H18 - 21年度に市町村等への照会により集約した574課題の要望の内、約58%については新たに課題化する、又は既存課題の中で取り組むとともに、残りの約42%の要望については、情報提供するなどの対応を行っており、成果目標を十分達成している。</p>
取組項目の総括(「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価)	<p>評価：B</p> <p>理由：上記の取組みにより県民参画が図られているほか、米価の低下が続くなか、生産現場から求められている、「コシヒカリ」や「ひとめぼれ」より安定多収で栽培特性の優れた水稻新品種「福島9号」の育成を行うなど、「地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり」に対しても、成果は十分に上がっている。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	<p>本県の基幹産業である農林水産業の振興や食の安全安心を支える試験研究機関として、多様化する生産者や消費者のニーズを的確にとらえ、得られた成果を迅速に生産現場へ還元するために、今後も継続して取り組む必要がある。</p>
今後の取組みに向けた課題	<p>本県の農林水産業と農山漁村を魅力あるものとするための基本計画として、農商工連携による地域産業の活性化などの視点を新たに盛り込んだ「いきいきふくしま農林水産業振興プラン」の実現を技術的に支えるために、今後は地域産業界等との連携・協働も強化するための仕組み作りをしていく必要がある。</p>
今後の取組みの方向性	<p>住民、市町村の他、地域産業界との連携・協働の強化を視点に加えた取り組みを実施していく。</p>

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (6) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(6) 戦略的広報の推進
方向性と視点	県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -
推進項目	1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり
成果目標	平成18年度から、部局横断的な視点からの全庁的調整による広報を展開するとともに、検証・改善の取組みを進めていきます。 また、新たな広報媒体等を活用した情報発信を平成18年度より導入し、県内外はもちろん、国内外のマスコミ等への情報提供件数の17年度比10%増を目指します。 (3,757件 18年2月現在)
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<ol style="list-style-type: none"> 全庁的な調整の実施 <ul style="list-style-type: none"> 県の重点推進分野と連動した広報重点テーマを設定し、各種媒体を通じた重点的な広報活動を行った。 効果的な情報発信の取組み <ul style="list-style-type: none"> 民間の広域的プレスリリース配信サービスを利用し、国内外マスコミへ情報提供するとともに、CMS技術を活用したホームページを作成し、県民に分かりやすく魅力的な情報を発信した。
成果目標に対する達成状況からの評価	<p>マスコミ等への情報提供については、積極的かつ効率的な情報発信に努めたが、目標値比89.5%(3,946件平成22年3月末現在)と目標を下回った。全庁的調整による広報については、県外に向けての広報では、広報戦略会議を設置し、広報戦略の策定や部局連携による戦略的かつ効果的な広報を展開し、また、県内に向けては、県政広報番組等において、県の重点推進分野と連動した広報重点テーマを設定し、重点的な広報を実施した。</p> <p>このような取組みにより、全庁的な調整については、一定の成果を収めた。</p>
取組項目の総括(「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価)	<p>評価：B 理由：戦略的な広報の展開や県の重点推進分野と連動した各種媒体を通じた広報活動、CMS技術を活用したホームページによる情報の発信など、県民に対して県政情報を的確かつ迅速に伝達することができた。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	開かれた県政の実現には、県民に対する県政情報の伝達や県民の意見、提言の県政への反映など、県民との情報共有が重要である。また、平成22年度より、県外に向け、本県の魅力を統一的に発信していくため、戦略的広報展開事業を実施し、各部局の連携による広報活動を展開しているところである。今後も各部局の連携を図りながら全庁的な調整を行い、県民に対してわかりやすく、効果的な広報を実施していく必要がある。
今後の取組みに向けた課題	広報企画の作成時など早い段階からの各部局の連携が不足している。
今後の取組みの方向性	上記の課題を踏まえ、予算編成時期からの広報予算の一元化を含めた部局連携による県外イベント等の調整や県総合情報誌等による広報を展開していく。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (7) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(7) 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進
方向性と視点	県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -
推進項目	1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり
成果目標	住民の声や知恵を出発点とする業務運営を通して職員の意識改革を醸成し、地域活動参加促進方策等の仕組みを検討・導入し、その結果として地域との関わりを持つ職員約7割（平成16年度職員アンケート）の拡大を目指します。 ふるさと町村応援隊については、その取組みを拡充します。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の自主的な地域参加を促すため、地域の祭り、河川美化など地域活動参加機会の周知を図るとともに新規採用職員に対する知事講話を始め、さまざまな機会をとらえて職員の意識の醸成を図った。 ・「ふるさと町村応援隊」の取組み実績 <ul style="list-style-type: none"> 各種相談対応 71件（H18～H21年度） イベント等のPR活動 257件（ " ） 各種アドバイス 40件（ " ） その他 197件（ " ）
成果目標に対する達成状況からの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加については、あらゆる機会に職員へ働きかけしており、県庁舎周辺での地域住民の方等への「あいさつ運動」や「清掃活動」など、自らも地域社会の一員としての職員の自主的な活動が広がりを見せている。 ・「ふるさと町村応援隊」の隊員数は横ばいであるが、広範囲な活動実績が認められ、意識面からも一定の成果が見られる。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：B 理由：平成17年度より取り組んでいる「ふるさと町村応援隊」に関しては、職員の地域活動参加を通じて県民等との連携や地域課題の共有に寄与している。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	・職員の地域活動への参加促進は、多様な地域の実情を理解し、常に住民の目線で行政運営行っていく上で、引き続き重要である。
今後の取組みに向けた課題	・参加機会の周知など参加し易い環境づくりは可能でも、最終的には職員の自主性に拠るところが大きい。
今後の取組みの方向性	・地域活動参加促進のための方策については、職員や地域活動主体から寄せられる意見や制度的課題等を十分に把握しつつ、引き続き検討を進めていく。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (8) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(8) 分権宣言進化プログラムの定着化
方向性と視点	県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -
推進項目	1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり
成果目標	分権宣言進化プログラムの目指すものや地域連携室の取組みについて、住民、市町村、県職員の理解を深めるため、平成18年度においては各地方振興局単位に講座を開催するとともに、19年度以降、検証・改善による取組みを積み重ねていく。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<p>分権を育てる講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方分権スクール」の開催（H20・3回） ・地域密着型地方自治制度研究会議（外部講師）（5回） ・地域連携室主催による地方分権懇談会・連携サロン等（随時） <p>職員を対象とした講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新採用職員向け講座（4回） ・地方振興局職員向け講座（4回） ・行革主任会議等における講座（9回） ・全市町村職員を対象とした会議での講座（1回） <p>分権広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーダーメイド権限移譲の協議過程における広報（随時） ・「道州制ホームページ」の開設（H19） ・市町村への権限移譲ホームページの管理運営 ・地域密着型地方自治制度研究会議ホームページの管理運営 など
成果目標に対する達成状況からの評価	・「地方分権スクール」や「地方分権懇談会」など県民参加型の活動のほか、「オーダーメイド権限移譲」の協議過程や「地域密着型地方自治制度研究会議」等あらゆる機会の活用を通じて分権広報を実施することができた。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：B</p> <p>理由：県民や市町村とともに、それぞれの地域課題を共有しながら、多様な地域の実情に応じた柔軟な対応を図る上で、分権型社会の構築が重要であることに関し、一定の理解が得られた。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	・義務付けの見直しを始め地方分権（地域主権）改革は具体的な進展をみる段階にあり、来たる分権型社会に適切に対応できるよう、今後一層、関係機関との連携のもとに地方分権の機運を高める必要がある。
今後の取組みに向けた課題	・実例を盛り込んだ分かり易い分権広報、更には住民を対象とした講座等の開催手法について検討を要する。
今後の取組みの方向性	・県庁内や出先機関における適切な役割分担のもと、引き続き積極的に取り組んでいく。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (9) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進
方向性と視点	県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -
推進項目	1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり
成果目標	平成18年度において、既存の広域連携の取組み検証や広域的課題の抽出を行い、基本的考え方をとりまとめます。そのうえで、関係各県とも調整を図りながら総合的な連携・調整の戦略を策定し、個別テーマごと取組みを推進します。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の広域連携の取組みに関する全庁調査を実施し、得られた情報を基に取組みの類型化を試みた。(H18) < 6 類型 > 特定戦略型、共同研究型、情報共有・実務研修型、防災協定、合同取締等実施型、総合型 ・各部局における広域連携の取組状況を把握(H18～) ex. 観光分野(東北観光推進機構の創設・加盟) 保健福祉分野(身体障がい者等駐車スペース利用証交付の共同実施、ファミタンカードの連携開始等) ・北関東磐越五県知事会議構成県との連携による「広域自治体のあり方に関する勉強会」を設置(H19)し、地方分権改革の進展(国の出先機関の見直し、国と地方の役割分担の再構築など)を見据えながら、都道府県間の広域連携を含む広域自治体の在り方等について情報・意見交換を行った。(6回開催)
成果目標に対する達成状況からの評価	・広域連携の主な取組みを検証した結果、現状においても概ね効果的な連携が図られており、新たな連携への取組みも積極的に行われていることから、総合戦略の策定については関係各県・機関との中長期的な課題とすることとした。
取組項目の総括(「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価)	<p>評価：B</p> <p>理由：広域化・多様化する地域課題の解決に向け、より適切な広域連携の取組みを実践するとともに、広域自治体の在り方も含め将来的な連携方策について検討することができた。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	社会経済情勢の変化等により県域を越えた広域行政ニーズは今後一層高まる中であって、多様な広域連携の取組みはその必要性を増すこととなる。また、地方分権改革(地域主権改革)の進展等によっては、連携対象分野が拡大するとともに、国の出先機関の業務の受け入れなど具体的な対応を必然的に求められる状況も考えられる。
今後の取組みに向けた課題	地方分権(地域主権)改革の進展に伴う国から地方への事務移管への対応や県民の広域行政ニーズの把握等。
今後の取組みの方向性	具体的な広域連携の取組みを着実に推進しながら、地方分権(地域主権)改革の進展や新たな広域行政ニーズへの対応について関係各県・機関と継続的に協議を行う。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 2 - (1) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(1) 県民運動の推進
方向性と視点	県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -
推進項目	2 県民参画領域の拡大
成果目標	フィールドワーカー等活動件数 年間500件（～平成18年度） 県民運動活動者数 年間5,000人（～平成18年度） 「住民による新たな県民運動円卓会議」の構築数 60箇所（平成20年度～）
2 取組項目の総括	
これまでの具 体的取組み	第 期県民運動においては、「オフィスうつくしま」を設置し、フィールドワーカーによる情報収集・提供、県民活動への助言等を実施した。 新たな県民運動においては、推進母体として県民運動推進会議を設立し、推進大会の開催、功績が顕著な個人・団体への知事感謝状の贈呈、住民による地域課題解決のための円卓会議の開催支援などを実施している。
成果目標に対 する達成状況 からの評価	フィールドワーカー等活動件数は、平成18年度には569件となり、成果目標を達成した。 県民運動活動者数は、平成18年度には18,235人となり、成果目標を大きく上回った。 「住民による新たな県民運動円卓会議」について、平成21年度までに県内27箇所で会議が構築されるなど、一定の推進が図られている。
取組項目の総 括（「推進項目」 「方向性と視 点」への寄与 度からの評価）	評価：B 理由：第 期県民運動においては、2万人近い県民運動活動者が登録され、個人・団体レベルで様々なネットワークが構築されるなど県民参画の拡大に貢献した。 新たな県民運動においては、3つの重点テーマを設け、他部局の事業（平成22年度 リーディングプロジェクト：14事業、関連事業：104事業など）とも連携を図りながら、県政全般において、県民参画領域の拡大が図られるよう、運動を展開している。また、円卓会議の開催（平成21年度末 27箇所）、知事感謝状贈呈（4名、14団体）、コミュニティ100選（56団体）の選定などの取組みを通じて、県民活動の推進を図っており、一定の成果を上げている。
3 今後の取組み	
今後の取組み の必要性	少子高齢化や分権型社会への移行が進む中、県民の主体的な活動を支援する必要性は増している。
今後の取組み に向けた課題	シンボル事業等を設定した第 期と比較して、運動の内容が分かりにくい面があり、県民運動の認知度が低い。
今後の取組み の方向性	今年度は新たな県民運動の中間年度に当たることから、今後の運動のテーマや推進方法等について、外部有識者による懇談会を設け、時代情勢を踏まえた見直しを図る予定としている。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 2 - (2) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(2) ボランティア・NPOとの協働推進
方向性と視点	県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -
推進項目	2 県民参画領域の拡大
成果目標	連携・協働事業数を平成22年度までに110件にするとともに、連携・協働するNPO数を増やすなど、NPO活動のすそ野を広げる取組みを目指します。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	平成19年2月に策定した「ふくしま協働推進アクションプログラム」に基づき、協働推進主任会議を設置し、NPOと行政の協働推進について、全庁的な共通認識の浸透を図るとともに、市町村職員を対象とした方部別セミナーやNPOと行政のネットワーク構築を目的とした会議等を開催し、NPOと県との意見交換・協議を行うなど、協働による地域づくりの実践を支援している。 ボランティアセンターの設置を希望する市町村及び未設置市町村に対して当該機能の有効性について啓発活動を行い、既に設置している市町村に対しては機能充実の促進を働きかけた。
成果目標に対する達成状況からの評価	連携・協働事業数は、平成21年度に121件となっており、成果目標を既に達成している。 また、ボランティアセンターを設置する市町村数が、平成17年度末の46市町村から平成21年度末で51市町村となるなど、ボランティアの活動拠点の整備について一定の推進が図られている。
取組項目の総括(「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価)	評価：A 理由：成果目標であるボランティア・NPOとの連携・協働事業数も順調に増加しているほか、地域住民のボランティア活動拠点の整備も着実に進んでいる。 また、福島県民の日記念“うつくしま、ふくしま”サマーキャンペーンにおいて、多くのNPO等が記念事業を行うなど、県政全般において、住民参画の必要性が強く認識され、具体的な実践に結びついている。
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	少子高齢化や分権型社会への移行が進む中、県民の主体的な活動を支援する必要性は増している。 また、引き続き、地域住民のボランティア活動の拠点の整備及び機能充実を促進していく必要がある。
今後の取組みに向けた課題	協働事業等の形態が事業委託等に偏っており、より良好な協働関係を築くため、連携・協働事業の多様な展開・質の向上が求められている。

	<p>ボランティア活動の中心となる人材の養成を進めていく必要がある。</p>
<p>今後の取組みの方向性</p>	<p>アクションプログラムの総括を行い、見直しを図るとともに、住民により身近な市町村へNPO関連業務にかかる権限移譲を進めていく。</p> <p>引き続き、ボランティア活動拠点の整備及び機能充実を促進していくとともに、ボランティア活動の中心となる人材の養成を進める。</p>

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 2 - (3) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(3) 具体の計画策定等への県民参画
方向性と視点	県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -
推進項目	2 県民参画領域の拡大
成果目標	「総合的水管理計画・地域計画」や「新しいまちづくりのビジョン（仮称）」などの策定において住民等の意見を反映させる取組みを進めるとともに、その取組状況について、市町村等地域の意見を踏まえ検証し、改善を積み重ねていきます。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「うつくしま『水との共生』プラン」のモデルとして取り組んできた夏井川流域において、流域内の県民で構成される「夏井川流域の会」が、県や地元市町の支援の下、「夏井川流域行動計画」を策定 ・ 「総合計画『いきいき ふくしま創造プラン』」、「ふくしま男女共同参画プラン」、「新しいまちづくりビジョン」などの策定において、県民等との意見交換を実施 ・ 「ふくしまの新しい県土づくりプラン」の策定において、各地域の代表等からなるアドバイザー会議を開催 ・ 「うつくしま子ども夢プラン」、「いきいき ふくしま農林水産振興プラン」、「第6次福島県総合教育計画」などの策定において、県民アンケートを実施
成果目標に対する達成状況からの評価	県民主体の計画策定や県民等との意見交換、アドバイザー会議の実施等により、県民等の意見を各種計画策定に反映させる取組みがなされており、一定の成果を上げている。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：B</p> <p>理由：「うつくしま『水との共生』プラン」において、県民参画が進み一部の流域において各種団体等によるネットワークが構築されるなど、県民参画領域の拡大に寄与している。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	企画立案段階から県民等が参画し、その意見を反映させた計画をつくることにより、その後の事業展開においても、各主体の参加と連携による取組みが実現可能となることから、今後も、県民等の参画を推進する必要がある。
今後の取組みに向けた課題	より一般県民が参画しやすい仕組みの構築
今後の取組みの方向性	県民にわかりやすい情報を積極的に発信するとともに、県民等の意見を的確にとらえ、県民等の連携・協働により各種計画が策定されるよう取組みを進めていく。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 2 - (4) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(4) アウトソーシングの着実な推進
方向性と視点	県民等との連携・協働－県民参画の視点－
推進項目	2 県民参画領域の拡大
成果目標	<p>アウトソーシング推進実行計画に基づく推進状況を検証し、平成18年度中に、コスト削減目標や推進内容の修正等を盛り込んだ実行計画として改訂し、取組みを推進します。</p> <p>また、住民提案型アウトソーシングの実施により、住民の発想に基づく業務運営手法の確立を目指します。</p>
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<p>1 平成18年度にアウトソーシング実行計画を改訂し、更なる取組みを推進した。</p> <p>主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庶務業務について、庶務システム稼働に伴う業務集約化に向け、平成21年12月から労働者派遣制度を活用 ・ 公用車運転業務について、平成21年度から運転手の集中管理を実施 ・ 現業的業務について、外部委託、嘱託化等により正規職員を削減（H22当初－H18当初 127名） <p>2 住民提案型アウトソーシングについては、平成19年度に実施した「分権広報活動事業」、「NPOと行政の協働推進事業」の検証結果を踏まえ、実施について引き続き検討を行うこととした。</p> <p>検証結果</p> <p>民間の発想を取り入れることができたが、以下の課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募者数が少ない ・ 必ずしも経費削減に結びつかない ・ 県と受託者の役割分担が不明瞭になりがち
成果目標に対する達成状況からの評価	<p>アウトソーシング実行計画に基づく取組みについては、上記1のとおり、多くの業務等において実行しており、着実に推進している。</p> <p>住民提案型アウトソーシングについては、「住民の発想に基づく業務運営手法の確立」までには至っておらず、また、課題はあるものの、新たな住民参画の取組みとして意義があったと考える。</p>
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：B</p> <p>理由：アウトソーシングの推進により、外部委託等による住民参画領域が着実に拡大しており、「県民参画領域の拡大」「県民等との連携・協働」に寄与している。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組み	民間の発想や住民の知恵の活用による効果的・効率的な行政運営

の必要性	を行うとともに、住民の県づくりへの参加意識を醸成するため、引き続き取組みを実施する必要がある。
今後の取組みに向けた課題	アウトソーシング対象業務の拡大や住民の発想に基づく業務運営手法の確立に向けた仕組みづくり
今後の取組みの方向性	アウトソーシングについては引き続き推進する。 また、住民提案型アウトソーシングについては、他県の実施状況も参考に、引き続き実施について検討する。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 2 - (5) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(5) 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）の検討
方向性と視点	県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -
推進項目	2 県民参画領域の拡大
成果目標	制度設計時に取り組むべき分野・内容等を設定します。
2 取組項目の総括	
これまでの具 体的取組み	<p>福島県版市場化テストの導入可能性等を検討した結果、次の状況を踏まえ、当面導入はしないこととするが、引き続き研究・情報収集を進めることとした。（平成20年3月）</p> <p>国の省庁では未実施を含めて50程度、自治体では北海道、東京都、愛知県等で数事例みられるのみであり、必ずしも浸透しているとは言えず、むしろ、本県としては現在のアウトソーシングを確実に進めたほうが効果が高いとみられること。</p> <p>本県は、7つの生活圏ごと地域性・経済性も異なるため、同じ業務であっても、ある地域は民間、ある地域は県直営とまばらになることが容易に想定され、県としての説明責任や効率性の確保に疑問があること。</p> <p>平成19年度に試行した住民提案型アウトソーシングは、方向性として市場化テスト的な展開も視野に入れられる可能性があるため、この実施結果の検証及び発展の方向性の検討を優先させるべきこと。</p>
成果目標に対 する達成状況 からの評価	先進事例調査、他の手法との比較等、導入について検討を行い、当面導入はしないという結論に達した。
取組項目の総 括（「推進項目」 「方向性と視 点」への寄与 度からの評価）	<p>評価：C</p> <p>理由：福島県版市場化テストの導入可能性等について検討はしたが、県民参画の視点からは、アウトソーシング等により対応した方が効果が高いとの結論に達した。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組み の必要性	方針決定後、大きな状況変化もないため、現時点において導入する必要性は感じられない。
今後の取組み に向けた課題	
今後の取組み の方向性	引き続き研究・情報収集を進める。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 2 - (6) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(6) ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）導入の検討
方向性と視点	県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -
推進項目	2 県民参加領域の拡大
成果目標	制度設計時に取り組むべき内容等を設定します。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・先行導入している3道県の状況を調査したところ、平成21年度までに活用実績はなく、国においても、本県各課が通常業務として行っている範囲内での状況にあることを確認した。 ・これら先進事例の運用状況を踏まえ、検討を進めた結果、本県での導入は当面見合わせることにした。
成果目標に対する達成状況からの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・当面、導入の必要性は無いことを確認した。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：C 理由：県民参加の視点から制度構築の有効性等を考慮の上、検討を加えたが、現行体制においても、法令適用事前確認に関する県民ニーズへの対応は可能であるとの結論を得た。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	検討結果から、特に優先して取り組むべき課題ではない。
今後の取組みに向けた課題	特になし。
今後の取組みの方向性	必要に応じ引き続き情報収集を行う。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 2 - (7) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(7) 「自治宣言」の検討・提唱
方向性と視点	県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -
推進項目	2 県民参加領域の拡大
成果目標	策定の検討にあたっては、地域を担っている市町村、住民、NPOを始めとする各種団体等、あらゆる主体との議論を積み重ねていきます。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県レベルで全国で初めて自治基本条例を策定した先事例（神奈川県）を調査。同条例に掲げる「県民参加の機会の確保」、「県民投票制度のあり方」、「市町村の県政参加」等について、具体化に向けた検討が行われていることを確認した。 地域密着型地方自治制度研究会議において、関連事項（分権改革の動向、国等の過剰関与など）について検討した。
成果目標に対する達成状況からの評価	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権に関する会議や講座の開催等を通じて、真の地方分権改革の実現に向けた機運の醸成に努めているが、「自治宣言」提唱の意義や必要性が十分共有されているとは言えない段階にある。 地域主権改革の取組みの一つとして、地方自治法の抜本改正に向けた検討が行われることとなったことから、地方自治のあり方を考える上では、今後の国の議論の動向を十分踏まえる必要がある。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：C</p> <p>理由：「自治宣言」提唱の検討過程を通じて、住民が基本となる地方自治について再確認することができた。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権関係事業における住民や市町村との議論の深まりに応じ、必要により更なる検討を進めることが適当である。
今後の取組みに向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権や地方自治に関する更なる意識の向上に向けた取組みが必要である。
今後の取組みの方向性	上記「取組みの必要性」や「取組みに向けた課題」に同じ。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (1) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言
方向性と視点	市町村との分担・連携 - 住民基本の視点 -
推進項目	1 連携・協働の推進
成果目標	平成18年度前半に市町村との連携のもと、地域密着型地方自治制度研究会議の設置します。 研究会議における議論を通じ、毎年度提言をとりまとめ、県において対応すべき事項については、その対応状況を公表するとともに、国に対しては、制度改革や過剰関与撤廃等の働きかけを行います。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型地方自治制度研究会議の設置（H18） ・同研究会議（分科会含む）の開催：13回（H18～H22） うちシンポジウム形式での開催：1回（H20.2 第5回会議） 外部講師招聘による開催：5回（延べ6名） ・アンケート調査の実施 H18：行政委員会制度・過剰関与（市町村職員・県職員） H19：県による過剰関与・道州制等（県職員） H21：広域連携（全市町村） H22：地方分権全般（全市町村） ・検討状況報告「広域連携の在り方について」（H22）
成果目標に対する達成状況からの評価	・平成18年の会議設置以降、継続的に開催（年2～3回）することができた。提言のとりまとめには至っていないものの、住民により身近な市町村との連携によって、地方自治制度に関する議論を深めることができた。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：B</p> <p>理由：市町村との連携の下、地域の実情等を踏まえた新たな自治制度の在り方について議論を深めるとともに、地方分権改革や道州制議論の動向等について市町村との情報共有を図ることができた。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	地方自治制度のあり方に関しては、現在も政府主導による検討が進められているが、それぞれの地域の特性や多様化する住民ニーズに対応するためには、住民の意向を反映した柔軟な制度設計を要することから、地域の視点に立った自治制度研究が必要である。
今後の取組みに向けた課題	より踏み込んだ議論や研究が可能となるような仕組みを検討する必要がある。
今後の取組みの方向性	これまでの議論等を振り返りつつ、構成市町村の意見も踏まえ、今後の自治制度研究の在り方について検討していく。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (2) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(2) 市町村と県の業務連携システムの構築
方向性と視点	市町村との分担・連携 - 住民基本の視点 -
推進項目	1 連携・協働の推進
成果目標	平成18年度において、専門機能データベース及び市町村と県の業務共同処理システムの検討・構築を行います。 構築後は、その運用状況を検証することにより、その改善を図ります。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各省庁及び国の外郭団体等が実施する助成事業の中から、市町村等が活用可能な情報を取りまとめたデータベースを全庁的な連携により構築（H21）。 ・ 市町村と県の業務連携を行うに当たっての県の基本的な考え方「市町村と県の業務連携（共同処理・受託）について～市町村の実状に応じた地域づくりの実現に向けて～」を取りまとめの上、市町村から具体的な業務連携の協議を受ける体制を整備（H19）。
成果目標に対する達成状況からの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ データベースに関しては、各地方振興局地域連携室を相談窓口として位置づけ、データベースを共有した県の各部局（出先機関を含む）との連携の上で、市町村からの個別相談に対応している。 ・ 徴税（福島県会津地域地方税滞納整理機構）や過疎地域振興（奥会津振興センター）などの分野において、行政課題に対応した県と市町村による新たな連携の仕組みが構築できた。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：B</p> <p>理由：県が有する専門機能を十分に発揮しつつ、地域の実情や行政課題に柔軟に対応した市町村と県の連携体制の構築・強化が図られた。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	地方分権改革の進展や住民ニーズの多様化、更には厳しさを増す自治体財政などから、その時々状況に柔軟かつ効果的に対応していく必要がある。
今後の取組みに向けた課題	市町村の規模や地理的環境によって県との連携や県の支援等の在り方は異なるため、個々の市町村のニーズを適切に把握する必要がある。
今後の取組みの方向性	市町村の自主性・主体性が十分発揮されることを基本として、引き続き市町村と県の業務連携に取り組む。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (3) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立
方向性と視点	市町村との分担・連携 - 住民基本の視点 -
推進項目	1 連携・協働の推進
成果目標	問題事例の収集を行います。 問題事例のうち県において対応すべき事例については、その対応状況を公表します。 また、国において対応すべき事例については、その改正要望等を通じて問題認識の共有化と改善を図ります。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過剰関与等に関するアンケートの実施（H18・H19・H22） ・ 具体的な支障事例の庁内調査（H20・H22） ・ 国の出先機関に関する庁内調査（H20・H22） ・ 地域密着型地方自治制度研究会議での議論（H18～）
成果目標に対する達成状況からの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な機会を通じて問題事例の把握に努め、全国知事会への報告など国に対し改正要望をすることができた。 ・ 法令による義務付け見直し地域主権一括法案に盛り込まれたように、本県を含め地方のこれまでの活動が、国の関与見直しの動きに着実に繋がっている。 ・ 平成22年度に実施した市町村を対象とした地方分権アンケートでは、県の過剰関与について半数を超える市町村が「少なくなっている」との回答であった。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：B</p> <p>理由：過剰関与等の見直しに関しては一定の成果が見られるものの、市町村の立場に立った説明や助言などイコールパートナー意識の醸成が引き続き必要である。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県の過剰関与は、減少傾向にはあるものの、未だ十分とは言えない状況にある。真の分権型社会への転換を図る上でも、権限や財源の移譲と並行し、地方自治体の自由度を高める改革（職員の意識改革も含め）を継続的に進める必要がある。
今後の取組みに向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ イコールパートナー意識の一層の醸成が必要である。
今後の取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過剰関与の把握と問題解決、職員の意識改革に向けた取組みを引き続き行う。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (4) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(4) 市町村が策定する計画等への支援
方向性と視点	市町村との分担・連携 - 住民基本の視点 -
推進項目	1 連携・協働の推進
成果目標	各担当領域において、市町村に策定が求められる各種計画について、計画の有効性や代替性などの評価項目に基づき必要性を検討したうえで、策定が必要な計画等について、円滑な策定が図られるよう支援することなどにより、市町村の負担軽減を図ることを目指します。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	市町村に策定が求められている各種計画について実態把握を行った結果、それぞれ個別の根拠に基づいており、一律に要否や支援策を判断することは困難であることから、市町村アンケート等を踏まえながら、個別具体的な事例について地域密着型地方自治制度研究会議等を通じて検討を行っていくことが適当であると判断した。
成果目標に対する達成状況からの評価	・実態調査等を踏まえ、個別具体的な事例について検討を行うこととした。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	評価：B 理由：アンケート調査や研究会議での議論を通じ、各種計画策定の必要性や県と市町村との支援（連携）方策等の検討機会を各方面に提供することによって意識啓発を図ることができた。
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	・今後とも地域の実情に応じた柔軟な計画策定の在り方の検討や計画策定の必要性の明確化、市町村の立場に立った分かりやすい説明・支援が必要である。
今後の取組みに向けた課題	・一律に計画策定の必要性を判断し、統一的な支援の在り方を定めることは困難であることから、各部局の自主的な取組みを促進することが必要である。
今後の取組みの方向性	・過剰関与の見直しや職員の意識改革の一環として、引き続き実態把握に努め、意識啓発に取り組む。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 2 - (1) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(1) オーダーメイド権限移譲の実施
方向性と視点	市町村との分担・連携 - 住民基本の視点 -
推進項目	2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援
成果目標	法令及び条例に基づく県の権限数約4,900について、移譲可能業務リスト（たたき台）を提示します。たたき台について、市町村との意見交換を通じ、意見の反映をしたうえで、平成18年10月を目途に県としての移譲可能業務リストを提示し、このリストに基づき、平成19年度よりオーダーメイド権限移譲を実施します。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・移譲可能業務リストの策定（H18） ・移譲希望業務に関する市町村への照会（H19・H22） ・市町村訪問・説明会等を利用した周知・PR（随時） ・市町村との具体的協議の実施（随時） ・移譲に向けた事務引継ぎ等の実施（H21～） ・推奨業務リストの提示（H22）
成果目標に対する達成状況からの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・18の市町村に対し5法令38事務の移譲を実現。（延べ：23市町村7法令45事務） ・平成22年度においては、分かり易い推奨業務リストの提示や各種会議等の機会を利用した当該制度のより丁寧な説明等を行っており、新規事務を含め着実な権限移譲の拡大が見込まれる。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：B</p> <p>理由：住民により身近な市町村に対し権限移譲が実現できたほか、これまでの説明・協議を通じて、将来的な県と市町村の役割分担の在り方等を考えるきっかけを提供するとともに、地方分権改革に関する市町村との情報共有を図ることができた。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	・住民に身近な市町村が、より地域の実情に応じた行政運営を幅広く実施できるよう、引き続き取り組む必要がある。
今後の取組みに向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な市町村の規模や実情等を考慮した権限移譲の推進。 ・法令改正による一斉移譲（地域主権改革の進展に伴う法定移譲）の動向を踏まえた対応。
今後の取組みの方向性	・更なる権限移譲の実現に向け市町村の意向を十分尊重しながら取り組んでいく。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 2 - (2) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(2) 地域課題解決に向けた政策法務の充実
方向性と視点	市町村との分担・連携 - 住民基本の視点 -
推進項目	2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援
成果目標	役割分担の明確化を図りながら、県の専門機能の発揮により、市町村の課題解決に向けた取組みを支援します。
2 取組項目の総括	
これまでの具 体的取組み	<p>1 市町村単独では解決できない、部局横断的な対応が必要な課題への支援 - 1 - (1) に記載（以下同様）</p> <p>2 課題解決に向けた法的支援 (1) 市町村との政策法務に関する意見・情報交換 地域連携室を通じ、政策法務に関する市町村との意見・情報交換会等を開催した。 (2) 市町村の条例制定等に対する支援 市町村法務に対する県の政策法務支援として、市町村の条例制定等に関し、地域連携室と協力して、条例の制度設計や明確かつわかりやすい法令表現に係る助言等の支援を行った。</p>
成果目標に対 する達成状況 からの評価	政策法務に関する市町村との意見・情報交換会等（のべ28回開催）を開催し、政策法務への取組みの重要性の認識が高まり、市町村職員の政策法務能力の向上に寄与した。（条例制定に関する支援16件）
取組項目の総 括（「推進項目」 「方向性と視 点」への寄与 度からの評価）	<p>評価：B 理由：上記の取組みにより、職員の政策法務能力の向上や政策法務への取組みの重要性の認識が高まるなど、自ら政策を実現する取組みにつながり、市町村の自主的、主体的行政運営に寄与した。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組み の必要性	分権改革が推進されることにより、「義務付け・枠付けの見直し」による条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲など、今後更に地方自治体における政策法務の重要性が増すとともに、今後発生する課題を解決し、条例等の整備、オーダーメイド権限移譲その他の手段により政策実現を図っていくため、市町村職員に対しての助言、支援について、なお一層、政策法務能力の向上が必要とされている。
今後の取組み に向けた課題	地域の実情に応じた内容をそれぞれ独自に定めることが必要となるため、立法事実の把握や課題に対してどのように対応していくかという政策法務能力が求められる。
今後の取組み の方向性	<p>地域連携室設置の趣旨を踏まえ、分権改革への対応を含めた市町村の課題解決に向けた取組みを支援する。 職員の政策法務に関する意識を高めるとともに、法務面での情報共有等地域での広域的な連携を促進し、市町村職員の更なる法務能力の向上に寄与することにより、地域課題解決の取組みを支援する。</p>

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 2 - (3) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(3) 市町村行政支援プランに基づく支援
方向性と視点	市町村との分担・連携 - 住民基本の視点 -
推進項目	2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援
成果目標	県内の市町村が自立した行政運営を行っていけるよう、市町村における行政体制の効率化、行財政基盤の強化に向けた取組みを支援します。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的取組み	<p>【行政体制の効率化】 市町村の要請に応じて、相互人事交流及び実務研修の受入を実施した。</p> <p>【行財政基盤の強化】 自主財源の確保のため、市町村と連携し併任徴収や直接徴収等を実施した。</p>
成果目標に対する達成状況からの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から平成21年度末までに、県から延べ115名（副市町村長48名、一般職18名、相互人事交流49名）を派遣し、市町村からは延べ97名（相互人事交流49名、実務研修生48名）を受け入れた。 ・自主財源確保の取組みに対し支援を実施した。（平成18～21年度末実績） <ul style="list-style-type: none"> 地方税法第48条に基づく徴収引継（直接徴収）：延べ20名（専任） 徴収職員人事交流：県延べ4名、市町村延べ4名（相互人事交流に含まれる） 短期徴税実務研修制度（県税部での3～6月の短期研修）：12名 さらに、平成22年2月には、個人住民税を中心とした市町村税徴収対策の一環として、会津地区に「会津地域地方税滞納整理機構」を設置し、徴収強化を図った。 以上の取組み等により、成果目標を達成したと考える。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：A</p> <p>理由：市町村からの要請に基づき、職員派遣や実務研修の受入を実施してきたところであり、市町村の自主的・主体的な取組みに対して、当該市町村特有の行政課題への対応や、職員の行政能力向上に寄与することができた。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	効率的な行政体制の確立と行財政基盤の強化を図るため、行財政改革、住民等との連携・協力、税財源の確保等に対する取組に対して、引き続き支援していく必要がある。
今後の取組み	財政運営が特に厳しい町村においても自主的・主体的な取組がで

<p>に向けた課題</p>	<p>きるように、基礎となる人材の養成支援や業務連携など、更なる支援策を市町村と研究していく必要がある。</p>
<p>今後の取組みの方向性</p>	<p>市町村は、効率的な行政体制の確立と行財政基盤の強化のため、徹底した行財政改革、税財源の確保など、最大限の自助努力が求められているが、そうした努力を講じても解決不可能であったり、非効率であるような事務については、他市町村や県との広域的な連携を図っていく必要がある。</p> <p>県は、市町村のこうした取組に対して、自主性・主体性が十分発揮されることを基本に、できる限りの支援を行っていく。</p>

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 2 - (4) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(4) 市町村合併支援プランに基づく支援
方向性と視点	市町村との分担・連携 - 住民基本の視点 -
推進項目	2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援
成果目標	合併協議会における円滑な協議・運営及び合併後の新市町における円滑な行政運営の実現を目指します。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的取組み	<p>取組み期間内においては、「本宮町・白沢村合併協議会」へ平成17年4月から平成18年12月まで、事務局事務支援のため職員1名を駐在させた。また、「福島市・飯野町合併協議会」へ平成19年1月から平成20年6月まで、県北地方振興局長が顧問として参画した。</p> <p>合併後の市へ、生活保護業務の指導監督を行う職員及び、教育委員会へ指導主事を派遣した。</p> <p>合併市町村の一体性の確保などのまちづくりを支援するため、合併市町村支援交付金を交付した。また、「福島県市町村合併支援道路整備計画」(合併旧法・新法分)を策定し、整備事業に着手した。</p>
成果目標に対する達成状況からの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本宮市が平成19年1月1日、福島市が平成20年7月1日に合併した。 ・伊達市（平成18～19年度）、本宮市（平成19年度～）に生活保護業務の指導監督を行う職員を1名ずつ派遣している。 また、合併した10市（会津若松市、田村市、須賀川市、白河市、二本松市、南相馬市、伊達市、喜多方市、本宮市、福島市）の教育委員会に指導主事を派遣している。 ・合併市町村支援交付金については、電算システムの統合及び道路台帳の整備等の事業に対し、平成21年度末までの交付実績（平成16年度からの累計）は、10市2町、3,903,800千円を交付した。（配賦率90.8%） ・市町村合併支援道路整備事業については、12市町（合併旧法分10市町、新法分2市）20路線（旧法18路線：平成19年3月策定、新法2路線：平成21年3月策定）で事業着手した。 <p>以上の取組みにより、成果目標を達成したと考える。</p>
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：A</p> <p>理由：市町村合併は、市町村自らが住民とともに、自主的・主体的に、かつ責任をもって検討・判断することが何よりも重要であるという考えに基づき、それぞれの判断・取組みを尊重しながら上記の支援を実施し、合併後の新市町の円滑な行政運営に寄与した。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組み	市町村合併支援道路整備事業など、現在進行中の合併支援プラン

の必要性	<p>に基づく事業については、着実に取り組む必要がある。</p> <p>なお、市町村合併は、平成22年3月31日（合併新法の期限日）において一段落した状況にあり、本県において、平成20年7月の福島市・飯野町の合併以降、新たな市町村合併の動きはない。</p>
今後の取組みに向けた課題	
今後の取組みの方向性	

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (1) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(1) 健全で柔軟な財政構造の確立
方向性と視点	行財政システムの確立 - 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 -
推進項目	1 これまでの改革成果の発揮
成果目標	歳入に見合った収支均衡型の財政構造の確立
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<p>新たな財政構造改革プログラムに基づく取組み 標記プログラム(計画期間：平成18年度～22年度)に基づき、あらゆる工夫による歳入の確保と徹底した歳出の見直しを行った。</p> <p>平成20年10月には、平成21年度から平成22年度を緊急対応期間とした改訂を行い、財源不足への対策に集中的に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歳入 駐車場の有料化、広告掲載、基金や国の交付金の活用等 ・ 歳出 県単独事業を中心にした事業そのものの抜本的見直し、人件費の抑制措置等
成果目標に対する達成状況からの評価	<p>当初の想定を超える財源不足が生じたことにより、平成22年度当初予算編成において主要基金 1 を取り崩すこととなったものの、最終年度までの財源確保額の目標1,200億円を上回る1,516億円を確保するなど、一定の成果を上げることができた。</p> <p>1：主要基金（財政調整基金、減債基金、社会福祉施設等整備基金）</p>
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：B</p> <p>理由：結果的に各年度の予算は、歳入に見合った収支均衡型 2 の予算となっていないものの、18年度時点での目標を上回る財源確保額を達成し、22年度末においても主要基金を一定程度確保できる見込みであることから、「行財政システムの確立」には寄与しており、一定の成果をあげている。</p> <p>2：当初予算編成において、主要基金からの繰入がなくても歳入・歳出が釣り合っている状況</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	22年度末において主要基金を一定程度確保しつつも、ほぼ底を突く状況であるため、引き続き収支均衡型の財政構造を確立する必要がある。
今後の取組みに向けた課題	<p>収支均衡型の財政構造を確立するためには、職員はもとより、県民、市町村をはじめ関係団体等の理解と協力が必要である。</p> <p>また、地方公共団体の財政運営は、地方財政制度や国の財政運営によって大きく影響をうけることから、本県自らの努力だけでは限</p>

	界がある。
今後の取組みの方向性	<p>これまで以上の経費の節約と事業の効率的執行に努力することは当然のこととして、県民等に対し本県財政の置かれている状況等について、理解を得られるよう努めていくとともに、地方において自立的な財政運営が可能となる税財政基盤の確立と安定的財政運営に必要な地方交付税の復元・増額等について、今後も地方六団体連携の上、国に対し積極的に提言・要望を行っていく。</p>

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (2) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(2) 政策評価制度の機能向上
方向性と視点	行財政システムの確立 - 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 -
推進項目	1 これまでの改革成果の発揮
成果目標	事業評価の目的をある程度達成できたと考える職員の割合を80%以上にする。(17年度 62.1%)
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・成果重視の視点から、研修会や指標勉強会等を行い、指標設定の推進・適正化を図った。 ・客観性の向上等を目指し、事業評価委員会の意見を踏まえながら評価の実施方法を見直し、評価システムの改善を行った。
成果目標に対する達成状況からの評価	事業評価の目的をある程度達成できたと考える職員の割合は、平成19年度の調査で88.3%となり、成果目標を達成している。
取組項目の総括(「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価)	<p>評価：B</p> <p>理由：成果目標については達成しており、また、平成13年度の本格導入後、16年度から第三者評価を取り入れるなど制度の見直しを図りながら、継続して事業評価を実施してきたことにより、成果を重視した事業評価の取組みが定着し、行財政システムの確立に寄与したと考える。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	総合計画を着実に推進していくため、これまでの事業評価からステップアップし、より大局的な観点から、施策の取組状況について評価し、事業構築等に生かしていくことが必要である。
今後の取組みに向けた課題	新しい進行管理システムを今年度スタートさせたところであるが、施策の取組状況に関する評価については、不断に見直していく必要がある。
今後の取組みの方向性	今年度の実施状況を踏まえ、総合計画審議会の意見も参考にしながら、評価の視点、実施方法等について改善を図っていく。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (3) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(3) F・F型行政組織の深化に向けた取組み
方向性と視点	行財政システムの確立 - 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 -
推進項目	1 これまでの改革成果の発揮
成果目標	「スピード感」のある組織運営、「柔軟な」組織運営、「現場を重視した」組織運営など、導入目的に沿った運営の更なる定着化を図ります。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<p>平成15年度から全庁的に導入しているF・F型行政組織について、平成19年度に運営状況の検証を実施し、その結果を踏まえて必要な見直しを行い、平成20年度から「新たなF・F型行政組織」を導入した。</p> <p>《運営状況の検証結果（平成19年度）》</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>迅速な意思決定、弾力的な組織運営など、全体としては一定の成果を上げたが、一方、以下の課題が見受けられる。 組織及び職の名称がわかりにくい。 各職位の役割・機能が十分に認識、発揮されていない。 チェック機能が十分確保されていない例が見られる。 等</p> </div> <p>《上記検証結果を踏まえた見直し（平成20年度）》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「グループ」を「課（室）」に再編 「総括参事」「参事」を「次長」「課長」に変更 総合的・横断的なチェック機能を担う「副課長」を設置 等</p> </div> <p>その他、安全管理監や食産業振興監の新設、庶務業務集中処理機関の新設など、部局を超えた組織機構の見直しを行った。</p>
成果目標に対する達成状況からの評価	従来のF・F型行政組織の基本的な理念や枠組みは継承しつつ、職員や市町村、関係団体、更には県民の評価や意見等を反映させながら、よりわかりやすく、親しみやすい組織を目指して見直しを行うなど、F・F型行政組織の更なる定着化を図っており、成果目標を概ね達成している。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：B 理由：F・F型行政組織は、検証結果から、迅速な意思決定や弾力的な組織運営、職員の意識改革などの面で、全体として一定の成果を上げ、組織風土の変革に寄与している。</p> <p>なお、組織や職の名称がわかりにくい、チェック機能が十分に確保されていないなどの課題については、上記のとおり必要な見直しを行っている。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組み	行政を取り巻く環境の変化や県政の重要課題に的確に対応してい

の必要性	くため、今後もF・F型行政組織の定着化に向け、より効果的な組織運営を行っていく必要がある。
今後の取組みに向けた課題	定員削減を進めている中、高度化・多様化する行政需要に応えるためには、職員一人一人の能力や知識、経験等を最大限に発揮できるような組織運営がより一層求められている。
今後の取組みの方向性	引き続き、F・F型行政組織の一層の定着化を図り、導入目的に沿った運営を着実に推進していく。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (4) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(4) ITを活用した業務改革の推進
方向性と視点	行財政システムの確立 - 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 -
推進項目	1 これまでの改革成果の発揮
成果目標	庶務業務集中処理化に向けた「基本計画」を平成18年度中に策定し、業務効率化による職員数削減目標を設定します。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<p>庶務業務集中処理化に向けた「庶務業務改革基本計画」を18年度に策定し、推進スケジュール及び職員数削減目標（80人）等を設定した。</p> <p>庶務業務の集中処理機関として総務部内に「職員業務課（及び課内室である福利厚生室）」を21年度に新設するとともに、職員自らがパソコンから申請や届出等を入力する「発生源入力」や事務処理の電子化、集中処理化を可能とする『庶務システム』を開発し、22年1月からシステム稼働に伴う業務の集中処理化を開始した。</p> <p>職員のIT利活用レベルの向上を目的にITLを対象に研修を実施した。</p> <p>全庁データベース等の利用活性化のために、新「グループウェア」を稼働させ、利用方法の研修を実施した。</p>
成果目標に対する達成状況からの評価	平成22年度の取組みにより、基本計画で設定した成果目標（職員数削減80人）を達成できる見込みである。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：B</p> <p>理由：事務の集中処理化及び庶務システム稼働に伴い、中間事務の省略化、ペーパーレス化等により、事務手続きの改善等が図られるとともに、経費が削減されるなど、簡素で効率的な行財政システムの実現の推進に寄与した。</p> <p>また、グループウェアの稼働によって職員の知識（情報）の集積と連携の推進に寄与した。</p>
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	厳しい行財政状況の中、簡素で効率的な行財政システムへの転換をより推進させていかなければならないことから、ITを活用した業務改革としての取組みを継続していく必要がある。
今後の取組みに向けた課題	庶務業務集中処理の安定運営を実現するとともに、業務運営の改善を図りながら、更なる円滑・効率化を実現する必要がある。また、更なる業務改革にITの活用をどう結びつけていくかという課題がある。
今後の取組みの方向性	広報活動や職員支援の充実等に努め庶務業務集中処理の安定・定着を図るとともに、庶務システムの安定稼働及び業務運営方法や事務手続きの改善等により、更なる円滑・効率化に向けて取り組んでいく。また、グループウェア等ITの活用による職員の知識（情報）の集約と連携ができる環境の構築を更に支援していく。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (5) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(5) 分権型社会を担う人材育成のための研修
方向性と視点	行財政システムの確立 - 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 -
推進項目	1 これまでの改革成果の発揮
成果目標	1 自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数 年間：800人以上（平成22年までの修了者4,000人以上） 2 研修講師（ふくしま自治研修センターの指導者養成講座の修了者） 平成22年度までに、300人以上 （各公所がそれぞれ独自に研修を実施できる体制を整備）
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	1 自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成 ふくしま自治研修センターにおいて、自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修を実施。 2 各職場における研修の充実 ふくしま自治研修センターにおいて、指導者養成研修を実施。 3 研修体系の見直し 自治体を取り巻く環境の変化を踏まえ、高度かつ専門的な研修を構築する必要から、平成21年度に（財）ふくしま自治研修センターで研修体系の見直しを実施。
成果目標に対する達成状況からの評価	1 研修受講者数 平成22年度末までに、研修修了者が目標である4,000人を大幅に超える4,895人となる見込みであり、成果目標を十分達成している。 2 研修講師（指導者養成講座の修了者） 平成22年度末までに、指導者養成講座の修了者が成果目標である300人を超える302人となる見込みであり、成果目標を達成している。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	評価：B 理由：成果目標を十分達成しており、新しい時代の価値観を的確に捉え、積極的に新たな課題に挑戦する、幅広い見識と専門的知識を持つ職員（自律型職員）の育成等により、分権型社会を担う人材の確保に寄与した。
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	自治体を取り巻く環境が大きく変化していくなか、時代の動きに対応できる人材の育成は引き続き必要である。
今後の取組みに向けた課題	新研修体系の定着及び研修内容の更なる充実に向けた点検・評価の実施。 研修効果の測定方法の検討。
今後の取組みの方向性	研修センターと連携し、分権時代に対応できる専門的能力の向上のため、引き続き政策形成能力開発に重点を置き、人材の育成を図っていく。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (6) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(6) 県立病院改革の推進
方向性と視点	行財政システムの確立 - 組織風土の改革：成果・現場重視の視点 -
推進項目	1 これまでの改革成果の発揮
成果目標	1 会津統合病院（仮称）の早期開院 2 3病院1診療所（リハビリテーション飯坂温泉病院、同病院本宮診療所、三春病院、猪苗代病院）の平成18年度末の廃止・移譲 3 4病院（矢吹病院、宮下病院、南会津病院、大野病院）の医療機能等の充実・強化 4 経営計画に基づく改善
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	<p>会津統合病院（会津医療センター（仮称））整備の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年8月に基本構想、平成19年3月に基本計画を策定。平成20年10月には、経営形態について県立医科大学の附属病院化を決定した。 現在、実施設計、運営・医療情報システム等の検討を進めている。 <p>3病院1診療所の廃止・移譲</p> <p>計画どおり平成19年3月末に廃止・移譲を実行した。</p> <p>存続病院の充実・強化や経営改善等の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年3月に「県病院事業経営改善計画」、同年11月に「県病院事業経営改善計画アクションプログラム」を策定し、各病院の収支目標を設定し、経営改善や医療機能等の充実・強化等に取り組んだ。 さらに、国の「公立病院改革ガイドライン」に対応して、平成21年5月に「県立病院改革プラン」(H21～25)を策定し、県立病院の在り方を再整理するとともに、経営改善等の取組みを加速化した。 「福島県地域医療再生計画」(平成21年11月策定)において、国の交付金(50億円)を活用し、会津医療センター（仮称）整備事業や大野病院と双葉厚生病院の統合事業等を位置づけ、改革プランの実効性の確保を図った。 <p>大野病院と双葉厚生病院の統合検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 双葉地域医療の充実強化に向けた方策の一環として、大野病院と双葉厚生病院の統合について検討を進め、平成22年3月に統合に係る基本計画を策定した。 平成22年7月には、県と厚生連との間で、統合に関する基本協定を締結した。

<p>成果目標に対する達成状況からの評価</p>	<p>会津医療センター（仮称）については、県立医科大学の附属病院化といった経営形態の変更があったものの、平成25年2月の開所を目指し、着実にその整備を進めている。</p> <p>3病院1診療所の廃止・移譲については、計画どおり平成19年3月末に廃止・移譲を実現し、成果目標を十分に達成している。</p> <p>改革プラン等に基づく取組みにより、良質な医療の提供や病院経営の健全化に努めており、平成21年度決算では、目標より純損益額が圧縮するなどの改善が見られるが、引き続き、経営努力が必要である。</p>
<p>取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）</p>	<p>評価：A</p> <p>理由：3病院1診療所の廃止については、これまで取り組んできた県立病院改革を着実に実行し、十分に成果を上げている。</p> <p>また、会津医療センター（仮称）の整備推進、更には、大野病院と双葉厚生病院の統合推進についても、これまでの改革の成果を発揮し、更なる県立病院改革の推進に寄与している。</p>
<p>3 今後の取組み</p>	
<p>今後の取組みの必要性</p>	<p>民間医療機関が進出することが客観的に困難な政策医療を担うなど県立病院に求められる役割を果たしながら、地域に必要とされる質の高い医療の提供と病院経営の健全化を図るため、今後も県立病院改革を推進していく必要がある。</p>
<p>今後の取組みに向けた課題</p>	<p>県立医科大学や自治医科大学等との連携による医師の確保など</p>
<p>今後の取組みの方向性</p>	<p>今後も、改革プランに基づき、病院の在り方に関する改革や各病院の行動計画に従って、良質な医療の提供及び病院経営の健全化に向けた取組みを進めていく。</p>

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (7) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(7) 企業局事業の見直し
方向性と視点	行財政システムの確立 - 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 -
推進項目	1 これまでの改革成果の発揮
成果目標	<p>1 工業用水道事業 アウトソーシングの推進 経常費用を平成22年度までに25%以上削減 (対平成14年度比) 未売水の解消(相馬工業用水道) 平成22年度までに給水契約率65%以上を目指す 磐城工業用水道における管路の耐震化率 平成22年度までに90%以上</p> <p>2 地域開発事業 造成済未分譲地の分譲率 100%(平成19年度末)</p> <p>なお、平成20年度3月に改訂した「企業局事業見直し実行計画」(計画期間平成20～22年度)により、成果目標の見直しを行っている。</p> <p>【見直し内容】 アウトソーシングの推進 経常費用削減率 25%以上 20%以上 造成済未分譲地の分譲率 100%(平成19年度末) 工業団地100% 住宅団地50%(平成22年度末)</p>
2 取組項目の総括	
これまでの具 体的取組み	<p>1 工業用水道事業 効率的な事業運営を図るため、相馬工業用水道については、平成19年度から相馬地方広域水道企業団へ包括業務委託したほか、磐城、小名浜及び勿来の3工業用水道業務については、閉庁日、勤務時間外における薬品注入業務等を委託するなど外部委託を進めてきた。 好間工業用水道をいわき市に譲渡するため、「好間工業用水道に係る県、市協議会」を立ち上げ、譲渡にあたっての課題整理及び条件整備について協議した。 相馬・好間工業用水道の未売水の解消を図るため、関係機関と連携し、新たな需要開拓に努めた。 老朽化及び耐震化対策のため、平成20年度に「工業用水道中長期計画」を策定し、磐城工業用水道第2期改築事業をはじめとした大規模改修等を計画的に実施した。</p> <p>2 地域開発事業 工業団地の分譲を進めるため、関係機関との緊密な連携の下、企業誘致活動を行ってきた。また、大規模分譲割引や価格改定などの分譲促進策を講じてきた。</p>

	<p>住宅用地の分譲を進めるため、ハウスメーカーと連携して現地説明会を開催したほか、他部局等主催のイベントへ積極的に参加し、県内外へ新白河ライフパークのPR等を行ってきた。</p>
<p>成果目標に対する達成状況からの評価</p>	<p>1 工業用水道事業 経常費用の削減については、平成20年度及び平成21年度に、目標である対平成14年度比20%以上の削減を達成しており、平成22年度についても達成できる見込みである。 相馬工業用水道の給水契約率については、平成21年度末現在で66.3%となっており、成果目標を達成している。 磐城工業用水道管路の耐震化率については、平成21年度末現在で90.8%となっており、成果目標を達成した。</p> <p>2 地域開発事業 工業団地については、平成21年度末現在の分譲率は75.3%であり、成果目標の達成については困難な状況であるものの、田村西部工業団地や工業の森新白河・C工区などで大規模な分譲が進むなど一定の成果があった。 住宅団地の分譲率については、平成21年度末現在40.3%となっており、成果目標の達成については困難な状況である。</p>
<p>取組項目の総括(「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価)</p>	<p>評価：B 理由：工業用水道事業については、成果目標は達成しており、さらに好間工業用水道のいわき市への譲渡についても、譲渡に係る条件整備について協議を行っている状況にある。 地域開発事業については、工業団地及び住宅団地の分譲率の成果目標は達成していないが、20haを超える大規模な分譲などがあり、工業団地の分譲率の成果目標に近づいた。 上記の取組みにより、行財政改革の確立に一定の成果をあげている。</p>
<p>3 今後の取組み</p>	
<p>今後の取組みの必要性</p>	<p>工業用水道事業については、安価でかつ安定的に工業用水を供給するため、効率的な事業運営に努める必要がある。 地域開発事業については、造成済未分譲地を完売させるなど、地域経済の活性化に寄与するための継続した取組みが必要である。</p>
<p>今後の取組みに向けた課題</p>	<p>効率的な工業用水道事業の運営 好間工業用水道の譲渡 工業団地、住宅団地の造成済未分譲地の完売</p>
<p>今後の取組みの方向性</p>	<p>工業用水道事業については、安定供給の確保に留意した効率的な事業運営に努める。 地域開発事業については、造成済未分譲地の完売に向けて効果的な販売方を展開する。</p>

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (8) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(8) 公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築
方向性と視点	行財政システムの確立 - 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 -
推進項目	1 これまでの改革成果の発揮
成果目標	公社等への県職員派遣数：平成17年度末現在の派遣数197名を平成22年度末までに30%（約60名）削減します。 (1) 指定管理者制度関係公社等については、県職員派遣の見直し等を行い、大半の施設で次回募集を行う平成20年度までに、他の民間団体等との競争環境整備を重点的に進めます。 (2) 上記以外の公社等についても、実行計画等に基づき、県職員派遣等の人的支援及び補助金等の財政的支援の見直しを行い、主体的、自立的な経営を促進します。
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	以下の取組みにより関与等指針の定着化を図り、公社等の主体的、自律的な経営を促進した。 ・対象公社の定期的な「点検評価」の実施及び結果公表 点検評価委員会もしくは総務部による評価を実施し、評価結果を公表 ・新公益法人制度への移行 各公社の取組状況を確認し、適切な移行が諮られるよう助言 点検評価結果等をふまえ、「公社等見直しに関する実行計画」の修正等を行った。
成果目標に対する達成状況からの評価	平成22年度当初において、派遣者数が、成果目標である30%削減（約60名）を大幅に超える削減（128名）となった。特に指定管理者制度関係公社については75名の削減を行い、他の民間団体等との競争環境整備を進めたほか、その他の公社等についても、実行計画等に基づき主体的・自立的な経営を促進しており、成果目標を達成している。
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	評価：B 理由：人的支援及び財政的支援の適切な見直し（派遣職員128名、補助金等19%（17年度～20年度決算額比較）等を行うことにより、主体的・自立的な経営に向けた公社改革を促進し、行財政改革に寄与している。
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	公社等がより県民の多様なニーズに対応したサービスを提供できるよう、公社等本来の主体的、自立的な経営を促進するための取組みを引き続き行っていく必要がある。
今後の取組みに向けた課題	新公益法人制度への適切な対応（～平成25年度）
今後の取組みの方向性	今後も引き続き、実行計画等に基づき、公社等の主体的、自立的な経営を促進するとともに、必要に応じて見直しを行っていく。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (9) ）

1 大綱の取組項目			
取組項目	(9) 県立社会福祉施設の見直し		
方向性と視点	行財政システムの確立 - 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 -		
推進項目	1 これまでの改革成果の発揮		
成果目標	各施設ごとの工程表に基づき見直しを実施する。 民間移譲：8施設 指定管理者移行：6施設 民間移譲等を検討：3施設 施設の在り方を検討：2施設 直営継続：3施設		
2 取組項目の総括			
これまでの具 体的取組み	取組項目	目標	取組み状況
	民間移譲 (当初目標の民間移譲等を検討3施設の うち、2施設を民間 移譲の目標に追加)	10施設	移譲済み8施設 (飯坂ホーム、やまぶき荘、 さつき荘、きびたき寮、 浪江ひまわり荘、からま つ荘、喜多方しののめ荘、 希望ヶ丘ホーム) 残り2施設は、平成23年4月 移譲予定 (矢吹しらうめ荘、矢吹し らうめ通勤寮)
	指定管理者移行	6施設	指定管理者制度を継続 (ひばり寮、けやき荘、か しわ荘、かえで荘、ばん だい荘あおば、ばんだい 荘わかば)
	民間移譲等を検討	1施設	民間移譲又は指定管理者制度 移行を検討中 (大笹生学園)
	施設の在り方を検討	2施設	施設の在り方等に基づく実行 計画を策定中 (若松乳児院、郡山光風学園)
	直営継続	3施設	直営継続 (女性のための相談支援セ ンター、総合療育センタ ー、福島学園)
成果目標に対 する達成状況	一部スケジュールの遅れはあるが、概ね成果目標を達成している。 また、民間移譲の成果目標（大綱策定時8施設）については、当		

からの評価	初の目標を上回る10施設となる見込みである。
取組項目の総括(「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価)	評価：A 理由：県立社会福祉施設の見直しについては、これまで取り組んできた改革を着実に実行し、22施設中16施設を民間移譲又は指定管理者制度へ移行するなど、効果的・効率的な行政運営に寄与している。
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	「民間移譲等を検討1施設」(大笹生学園)及び「施設の在り方検討2施設」(若松乳児院、郡山光風学園)については、引き続き、見直しの方向性に沿って取組みを継続していく必要がある。
今後の取組みに向けた課題	国において障害者制度改革の議論が進められているため、報酬体系など施設運営面で先行きが不透明な状況にある。
今後の取組みの方向性	国の動向等を注視しながら、上記3施設については、引き続き、見直しの方向性に沿って取組みを継続していく必要がある。

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 1 - (10) ）

1 大綱の取組項目																													
取組項目	(10) 定員の削減																												
方向性と視点	行財政システムの確立 - 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 -																												
推進項目	1 これまでの改革成果の発揮																												
成果目標	「アウトソーシングの徹底」、「事務事業の見直し」、「ITの活用等による事務の効率化」、「組織機構の見直し」等の取組みにより、任命権者ごと厳格な定員管理に努めます。 県職員削減の総数（目標） 1,445人（ 4.7% ） （H18.4.1～H23.4.1）																												
2 取組項目の総括																													
これまでの具体的な取組み	アウトソーシングの徹底、事務事業の見直し、ITの活用等による事務の効率化、組織機構の見直し等の取組みにより、県職員削減の目標総数 1,445人に対し、平成22年4月1日現在で、1,487人を削減し、1年前倒しで削減目標を達成した。																												
成果目標に対する達成状況からの評価	任命権者ごとの取組状況は下表のとおり。教育委員会及び警察本部においても、目標年次の平成23年4月1日現在では、削減目標を達成する見込みである。 <table border="1" data-bbox="523 1115 1252 1373"> <thead> <tr> <th></th> <th>削減目標 H23.4.1</th> <th>削減実績 H22.4.1</th> <th>進捗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事部局</td> <td>350</td> <td>398</td> <td>113.7%</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>889</td> <td>878</td> <td>98.8%</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>病院局</td> <td>191</td> <td>191</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12</td> <td>19</td> <td>158.3%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,445</td> <td>1,487</td> <td>102.9%</td> </tr> </tbody> </table>		削減目標 H23.4.1	削減実績 H22.4.1	進捗率	知事部局	350	398	113.7%	教育委員会	889	878	98.8%	警察本部	3	1	33.3%	病院局	191	191	100.0%	その他	12	19	158.3%	合計	1,445	1,487	102.9%
	削減目標 H23.4.1	削減実績 H22.4.1	進捗率																										
知事部局	350	398	113.7%																										
教育委員会	889	878	98.8%																										
警察本部	3	1	33.3%																										
病院局	191	191	100.0%																										
その他	12	19	158.3%																										
合計	1,445	1,487	102.9%																										
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	評価：A 理由：1年前倒しで削減目標を達成し、効果的・効率的な行政運営に寄与している。																												
3 今後の取組み																													
今後の取組みの必要性	厳しい財政状況等を踏まえ、行財政運営の一層の簡素・効率化を図る観点から、引き続き、適正な定員管理に努める必要がある。																												
今後の取組みに向けた課題	定員削減を進める一方、行政サービスの水準を維持しつつ、高度化・多様化する行政需要や県政の重要課題に対応していく必要があり、職員の適正配置や職員の資質向上等が課題となっている。 また、定年延長制や国の出先機関改革等の動向に留意する必要がある。																												
今後の取組みの方向性	引き続き、適正な定員管理に取り組む。																												

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 2 - (1) ）

1 大綱の取組項目																	
取組項目	(1) 公務能率向上に向けた新たな仕組み																
方向性と視点	行財政システムの確立 - 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 -																
推進項目	2 新たな改革の推進																
成果目標	1 新たな人事評価制度導入に併せて設定 2 各手当の点検作業と平行して制度改正の要否等の検討を進め、平成20年度までに、順次必要な制度改正を実施します。																
2 取組項目の総括																	
これまでの具体的な取組み	<p>1 新たな人事制度の検討 平成18年度に外部有識者による「新たな人事制度のあり方に関する研究会」を設置し、その提言書を受け、新たな人事評価制度の試行実施要領（案）を作成後、平成19年度より毎年度、対象者を管理職員から段階的に一般職員まで拡大しながら新たな人事評価制度の試行を実施した。</p> <p>2 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施 特殊勤務手当については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成18年度から総点検を実施し、平成20年度以降の制度改正に反映させた。</p> <p>3 その他の取組み 任期付研究員を採用するなど多様な人材の確保を図ると共に、自己啓発休業制度や育児短時間勤務制度などを設け、職員の事情に応じた柔軟な勤務形態を可能とした。</p>																
成果目標に対する達成状況からの評価	<p>1 新たな人事制度の検討 新たな人事評価制度の試行を実施することにより、多くの職員に制度の目的・内容の理解を促進することができた。 【被評価者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職員</td> <td>771人</td> <td>760人</td> <td>747人</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,225人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>771人</td> <td>760人</td> <td>1,972人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施 上記の取組みにより、平成21年度末には、32手当を29手当に削減するなど一定の推進が図られており、成果目標は概ね達成している。</p>		19年度	20年度	21年度	管理職員	771人	760人	747人	一般職員	-	-	1,225人	合計	771人	760人	1,972人
	19年度	20年度	21年度														
管理職員	771人	760人	747人														
一般職員	-	-	1,225人														
合計	771人	760人	1,972人														
取組項目の総括（「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価）	<p>評価：B 理由：1 新たな人事制度の検討 試行の実施により、平成21年度のアンケートでは、評価の主体者となる管理職員の80%以上が、制度の目的・内容を概ね理解していると回答しており、本格実施に向けた取組みに大きく寄与した。</p>																

	<p>2 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施 取組の工程表に従い、平成18、19年度と総点検を実施し、速やかに平成20年度からの制度改正に反映させることにより、適正な手当制度の執行に寄与した。</p> <p>3 その他の取組み 地方公務員法等の改正を踏まえながら、柔軟な勤務形態の検討を進め、育児短時間勤務など新しい制度を導入し、公務能率の向上に寄与した。</p> <p>上記の取組みにより、時代の変化に的確に対応した制度改正等を行うなど、新たな行革の推進に一定の成果を上げている。</p>
<p>3 今後の取組み</p>	
<p>今後の取組みの必要性</p>	<p>1 新たな人事制度の検討 公務能率向上に向けた新たな仕組みづくりのため、職員の能力開発の向上、組織的な業務改善を目的とする新たな人事評価制度に今後も継続して取り組んでいく必要がある。</p> <p>2 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施 これまでの取組みにより成果目標は概ね達成されたところであるが、今後も社会経済情勢の変化等により手当のあり方も変わっていくことから、引き続き適正な手当制度の構築に向けた取組みを継続していく必要がある。</p> <p>3 その他の取組み 流動化する時代に的確に対応し、公務能率の向上を図るため、地方公務員法等の改正の動向を見据えながら柔軟な勤務形態の枠組みを検討するとともに、多様な人材の確保を図っていく必要がある。</p>
<p>今後の取組みに向けた課題</p>	<p>1 新たな人事制度の検討 これまでに実施した試行の結果、検討課題として、目標等の設定・面談の実施など評価者の業務負担が大きいことや、評価者間で評価レベルにバラツキが生じることが挙げられているほか、効果的な制度推進のため、評価結果を処遇等へどのように活用していくか研究する必要がある。</p> <p>2 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施 国や他の都道府県の状況をはじめ当該手当を取り巻く環境の変化等を的確に把握するとともに、速やかに制度改正に反映させていく必要がある。</p> <p>3 その他の取組み 公務能率の向上に向け、ワークライフバランスの確立などの様々な社会的要請を踏まえた仕組みづくりを進めていく必要がある。</p>
<p>今後の取組みの方向性</p>	<p>新たな人事制度については、課題の解決に向けて検討を進めながら、できるだけ早く本格実施に移行する。 その他の制度改正等については、国や他の都道府県の状況等や業務内容等実態を把握することにより、見直しの必要性について検討していく。</p>

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（ - 2 - (2) ）

1 大綱の取組項目	
取組項目	(2) 第三セクターの見直し
方向性と視点	行財政システムの確立 - 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 -
推進項目	2 新たな改革の推進
成果目標	1 「見直しの対象」の決定：平成18年5月末 2 「見直しの方向性」の決定：平成18年7月末 3 「見直し工程表」の作成：平成18年9月末 4 見直しの進行管理：「行財政改革推進本部・公社等外郭団体見直し部会」で進行管理を行い、毎年度終了後に結果公表
2 取組項目の総括	
これまでの具体的な取組み	以下の通り、第三セクターの主体性を尊重しながら統一的な視点にたった見直しを行った。 《平成18年度》 ・「見直しの対象」(40法人)を決定 ・「見直しの方向性」(工程表を作成する法人(3類型)と工程表を作成しない法人に分類)の決定 ・「見直し工程表」(「第三セクター見直し実行計画」)の作成 《平成19年度以降》 ・取組みの進捗状況等の進行管理及び結果の公表 ・必要に応じた実行計画の修正 進捗状況をふまえ、平成21年3月に類型区分を見直し、実行計画の修正を行った。 【類型A】主体的・自立的な法人運営のあり方を検討する法人《4法人》 【類型B】設立目的や業務の適正かつ円滑な推進を図るため、必要に応じて経営面における県の助言などを行う法人《8法人》
成果目標に対する達成状況からの評価	平成18年度に目標どおり見直しの対象等を決定しており、19年度以降は随時進行管理及び結果の公表、実行計画の修正を行う等、成果目標を着実に達成している。
取組項目の総括(「推進項目」「方向性と視点」への寄与度からの評価)	評価：B 理由：第三セクターについて、県として新たに実行計画を策定し、取組状況の確認 必要に応じて計画の修正 取組みの実施 というサイクルを確立するなど、「新たな改革の推進」「行財政システムの確立」に寄与している。
3 今後の取組み	
今後の取組みの必要性	公益法人制度改革の動き等の環境変化を踏まえ、今後も随時見直しを継続していく必要がある。
今後の取組みに向けた課題	新公益法人制度への適切な対応(～平成25年度)
今後の取組みの方向性	今後も引き続き、実行計画に基づき、第三セクターの主体性を尊重しながら統一的な視点に立った見直しを行っていく。